

令和7年度

小松市定住促進支援制度

<令和7年度申請書受付期間>

令和7年4月1日から
令和8年3月19日まで

「ようこそ小松」定住促進奨励金

小松市外から小松市内に転入する方で、住宅を新築、増築または購入する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>

【基本額】 30万円

【加算】若者世帯加算 10万円

<主な対象条件>

※新築・増築は認定申請時、購入は交付申請時

1. 市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して1年未満の方
2. 申請者または配偶者のみの転入も可
3. 若者世帯加算は45歳以下の世帯

【フラット35】連携制度（地域活性化）

3世代家族住宅建築奨励金

市内で住宅を新築、増築または購入し、3世代で同居または近居する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>

①3世代同居の場合 20万円

②隣地、近居の場合 10万円

<主な対象条件>

- ①3世代同居のための住宅であること
- ②3世代が150m以内で近居する住宅であること

【フラット35】

連携制度（子育て支援）



空き家有効活用奨励金

空き家バンクに登録されている物件を購入して改修する場合、又はさかさまバンクにて成約した物件を購入して改修する場合

<対象住宅> 購入して改修

<助成額>

【基本額】 40万円

【加算】①市外居住加算 10万円

<主な対象条件>

1. 空き家バンクに登録されている物件を自己の居住用として購入し改修する方
2. さかさまバンクにて成約した物件を購入して改修する場合

【加算】

①市外居住加算：認定申請時に市外に居住している方

【フラット35】連携制度（空き家対策）

飛行場周辺地区居住環境整備助成金

航空機騒音区域で、騒音緩和を配慮した住宅を新築する場合

<対象住宅> 新築

<助成額>

【基本額】

①うるささ指数85W以上

50万円

(市外業者35万円)

②うるささ指数80W以上85W未満

30万円

(市外業者20万円)

③うるささ指数75W以上80W未満

15万円

(市外業者10万円)

【加算】※認定申請時

①市外居住加算

30万円

※対象条件は「ようこそ小松」と同様

②3世代加算

同居20万円

※対象条件は3世代家族住宅と同様

近居10万円

③45歳以下の若者世帯加算

10万円

<主な対象条件>

1. 遮音性能があるサッシを使用すること
 - ・居室のみ
 - ・遮音性能T-1<透過損失等級2>以上
2. 防衛省の住宅防音工事の助成を受けていないこと

【フラット35】連携制度 ※①又は②加算対象者のみ

(①：地域活性化、②：子育て支援)

※【フラット35】を利用する場合、連携制度と記載の制度は小松市と住宅金融支援機構との連携により、当初5年間もしくは10年間の借入金利が引き下げとなります。



<各制度共通条件>

1. 自分が住む家であること
2. 住戸面積（増築の場合、増築部分の住戸面積が）が75㎡以上であること
3. 店舗併用住宅の場合、住戸専用面積が1/2以上かつ75㎡以上であること

<制度の併用について>

※各制度の併用については一覧表でご確認ください

■R7年度まで拡充

「「ようこそ小松」定住促進奨励金」および「飛行場周辺地区居住環境整備助成金（市外居住加算対象者のみ）」については「住みいる小松奨励金（購入者向け）」と併用できます。（R5～R7年度）

■国の補助金との併用

「飛行場周辺地区居住環境整備助成金」については国費が充当されているため国の補助金と併用はできません。

住みいる小松奨励金

【事業者向け】

- ①すでに宅地化された土地を再開発するまたは
- ②調整池整備を伴う宅地分譲開発をする民間事業者に助成

<助成額>

①1区画あたり 10万円（限度額100万円）

②補助率 1/2（限度額100万円）

<主な対象条件>

1. 市街化区域であること
2. 造成工事着手前であること

- ①3区画以上で、開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること
- ②開発面積が1500㎡以上で、市に帰属または管理する調整池の設置を伴うもの

【購入者向け】

分譲宅地を購入して、住宅を新築する場合に、費用の一部を助成

<対象住宅> 新築

<助成額>

10万円

<主な対象条件>

1. 3区画以上で、H21.9.1以降に開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること

※H26.4.1以降の土地区画整理事業も対象です

<申請にあたっての注意事項>

■新築・増築の場合は認定申請と交付申請の2回の申請が必要です。

- ・認定申請書は基礎工事着工前までに提出してください。
- ・交付申請書は最終金の支払い後3ヶ月以内に提出してください。

■住宅の購入の場合は交付申請のみとなります。

- ・交付申請書は所有権移転日から3ヶ月以内に提出してください。

※申請期限を過ぎての受付はできませんので、お早めに申請をお願いします。



<問い合わせ先>

〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部 建築住宅課
TEL:(0761)24-8104 FAX:(0761)23-6403 Eメール:teiju@city.komatsu.lg.jp

小松市 定住促進支援制度

検索

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

定住促進支援制度

